

舞鶴都市計画地区計画の決定
室牛地区

計 画 書
(舞鶴市決定)

令和元年6月
舞 鶴 市

室牛地区 地区計画（舞鶴市決定）

室牛地区地区計画を次のように決定する。

名称		室牛地区地区計画
位置		舞鶴市字室牛
面積		約 2.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は舞鶴市大浦地区の東部、府道田井中田線の沿線に位置し、豊かな自然に囲まれた地区であり、人口減少が見込まれる中、地域一丸となってまちづくりに取り組む。 本地区において地区計画を策定することにより、豊かな自然と調和した集落環境の保全・形成を目指し、定住環境を整え、地域コミュニティの維持・活性化を図る。
	土地利用の方針	本地区は豊かな自然と調和した生活を維持しながら、新たな居住者を誘致するための土地利用を基本とする。
	地区施設の整備の方針	生活の基礎となる市道の整備を目指し、安心・安全の生活を維持するために、地区施設を定める。
	建築物等の整備の方針	豊かな自然と調和した生活環境の保全のため、「建築物の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	【道路 1】幅員：4m 延長：約 100m 【道路 2】幅員：6m 延長：約 280m 【道路 3】幅員：4m 延長：約 230m
	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する建築物 (2) 一戸建専用住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)。ただし、前号に該当するものを除く。 (3) 一戸建兼用で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、第 9 号から第 12 号までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 50 m²以下のもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以下のもの (7) 診療所又は助産所 (8) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以下のもの

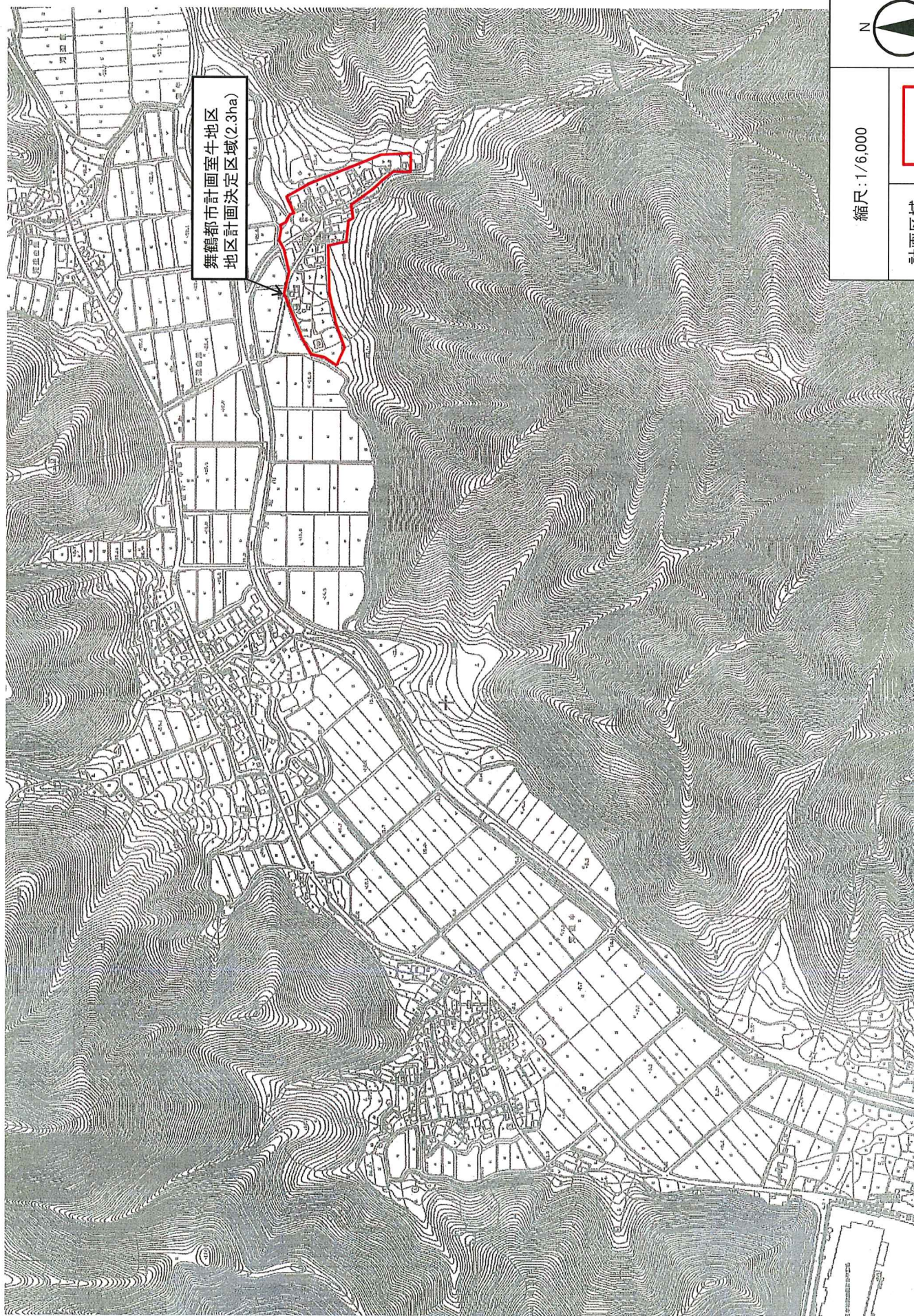
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(9) 主として当該地区整備計画区域の周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が 50 m²以下のもの (10) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m²以下のもの (11) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m²以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (12) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m²以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (13) 集会所 (14) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以下のもの (15) 前各号の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 20
		建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6
		建築物の敷地面積の最低限度	100 m ² ただし、既存の建築物の敷地面積が上記面積以下の場合は当該敷地面積以上とする。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は 1m 以上とする。
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は 10m とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	周辺の環境及び景観との調和が図れるものとする。

(区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり)

【 理 由 】

本都市計画は、市街化調整区域に位置する室牛地区において、地区計画を定めることにより、豊かな自然と調和した集落環境の保全・形成を目指し、定住環境を整え、地域コミュニティの維持・活性化を図ろうとするものである。

総括図

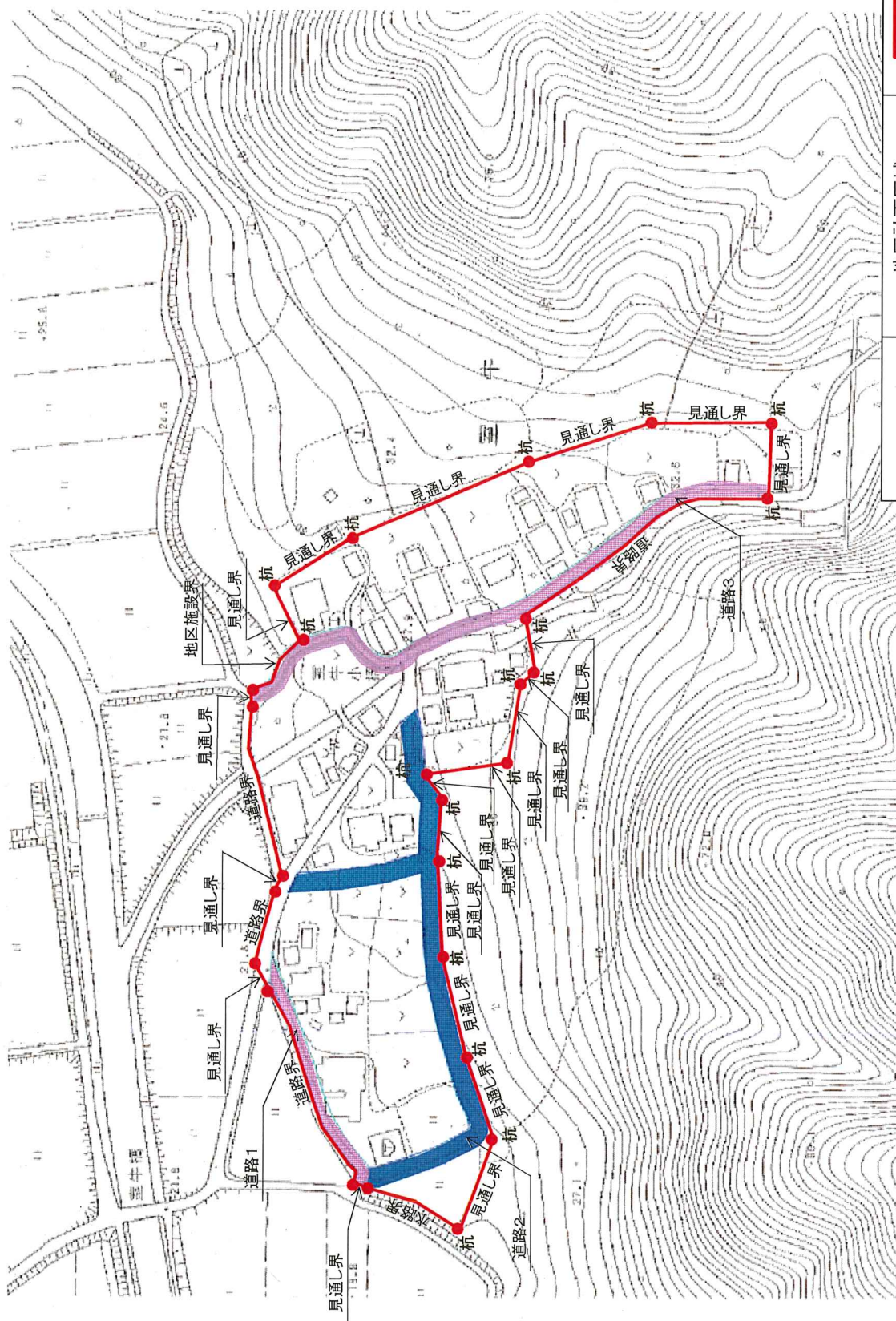


縮尺: 1/6,000



計画区域

計画図



縮尺: 1/1,500	地区計画区域 (=地区整備計画区域)	
	地区施設 (道路1, 3)	
	地区施設 (道路2)	